

# 北海道における環境影響評価の現状と課題

北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課

項目	項
1. 北海道環境影響評価条例について	2
2. 道条例における再エネ事業の対象事業規模について	3
3. 道内での手続き件数	4
4. 道内での課題	7
5. 直近の道の取組	11

# 北海道における環境影響評価の現状と課題

## 1. 北海道環境影響評価条例について

- 昭和53年7月に全国に先駆けて条例を制定。
- その後、アセス法の制定・改正に併せ、条例を改正。
- 近年では、令和3年度に太陽光発電事業を対象に追加。

時期	アセス法	北海道アセス条例
S53.7.19		北海道環境影響評価条例・制定（公布）
S59.8.28	アセス実施要綱・閣議決定	
H9.6.13	環境影響評価法・制定（公布）	
H11.6.12		条例を全面改正【法と整合】（施行）
H24.10.1	配慮書の新設等（施行）	
	風力発電所の追加（施行）	
H25.10.1		配慮書の新設、風力発電所の追加（施行）
R2.4.1	太陽電池発電所の追加（施行）	
R3.4.1		太陽電池発電所の追加（施行）
R3.10.31	風力発電所の規模要件変更（施行）	

# 北海道における環境影響評価の現状と課題

## 2. 道条例における再エネ事業の対象事業規模について

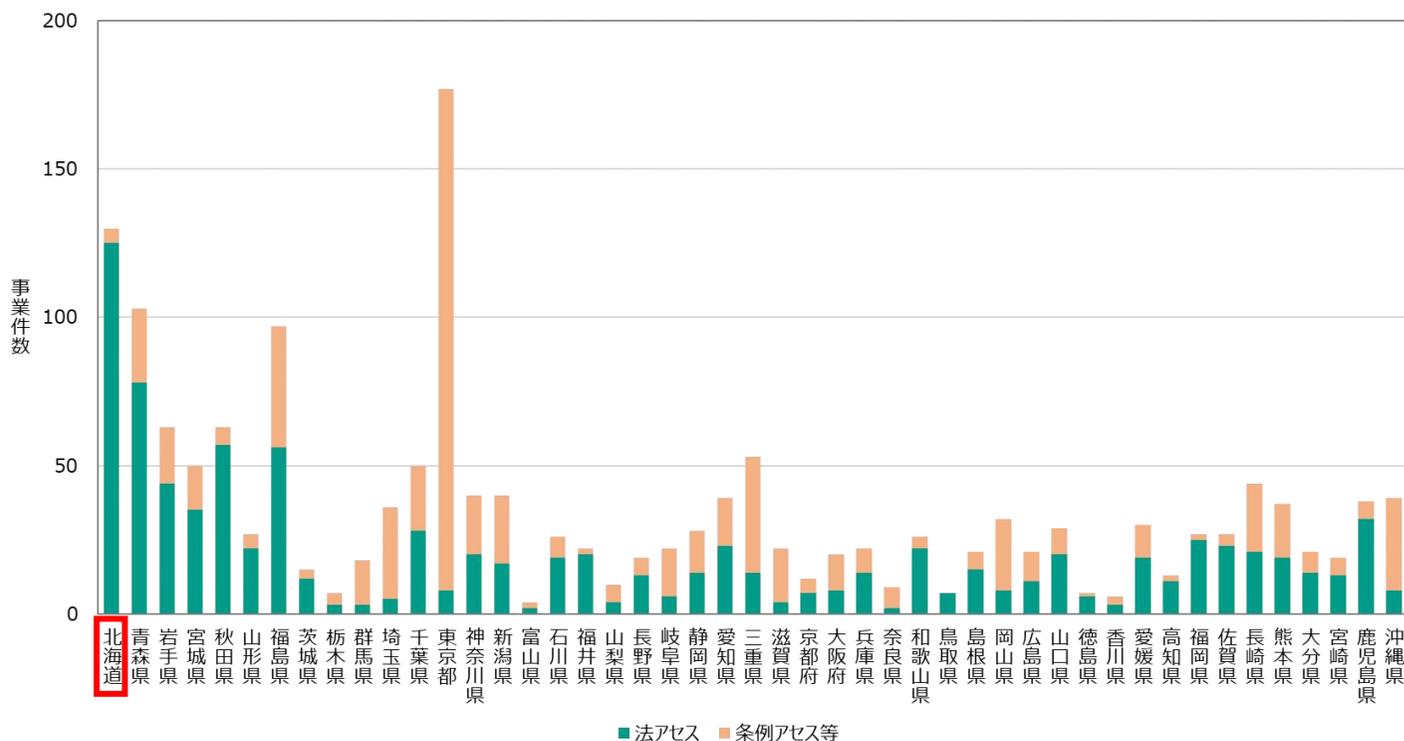
- 第一種事業はアセス法と同じ出力規模を設定。
- 第二種事業はアセス法よりも小規模の事業を対象にするため、第一種事業の1/2の出力規模を設定。（アセス法の第二種事業は3/4）
- 風力発電所については、国の検討状況等を踏まえ、道アセス審議会での規模要件変更の審議を一時中断している。

区分	アセス法		道アセス条例	
	第一種事業	第二種事業	第一種事業	第二種事業
原子力発電所	すべて	—	—	—
水力発電所	出力 30,000kw以上	出力 22,500kw以上 30,000未満	出力 30,000kw以上	出力 15,000kw以上 30,000kw未満
火力発電所	出力 150,000kw以上	出力112,500kw以上 150,000kw未満	出力 150,000kw以上	出力 75,000kw以上 150,000kw未満
地熱発電所	出力 10,000kw以上	出力 7,500kw以上 10,000kw未満	出力 10,000kw以上	出力 5,000kw以上 10,000kw未満
太陽電池発電所	出力 40,000kw以上	出力 30,000kw以上 40,000kw未満	出力 40,000kw以上	出力 20,000kw以上 40,000kw未満
風力発電所	出力 50,000kw以上	出力 37,500kw以上 50,000kw未満	<b>出力 10,000kw以上</b>	<b>出力 5,000kw以上 10,000kw未満</b>

規模要件の検討は一時中断

## 3. 道内での手続き件数①

- 平成11年から令和5年までの間に、各地方公共団体が環境影響評価手続きに関与した事業の合計件数は下図のとおり。
- 北海道は法アセスの件数が125件であり、全国で最多。（条例は5件）



各地方公共団体における環境影響評価手続きの実績

※上図では、平成11年～令和5年までの間に、各地方公共団体が環境影響評価手続きに関与した事業の合計件数を示している。  
 （環境影響評価情報支援ネットワークの掲載情報を基に作成）。  
 ※「条例アセス等」の実績については、条例に加え、要綱等に基づき手続が実施された事業を含む。

## 3. 道内での手続き件数②

- 直近10年間（平成27年度以降）に手続きを始め、知事意見を発出した事業のうち95.3%（82/86）は風力発電所。（他は太陽光、地熱、水力、火力が1件ずつ。令和6年10月25日時点）
- 年度別の審査件数は増加傾向にあり、令和6年度においては、配慮書を必要としない「法の第二種事業」の風力発電事業が増加。

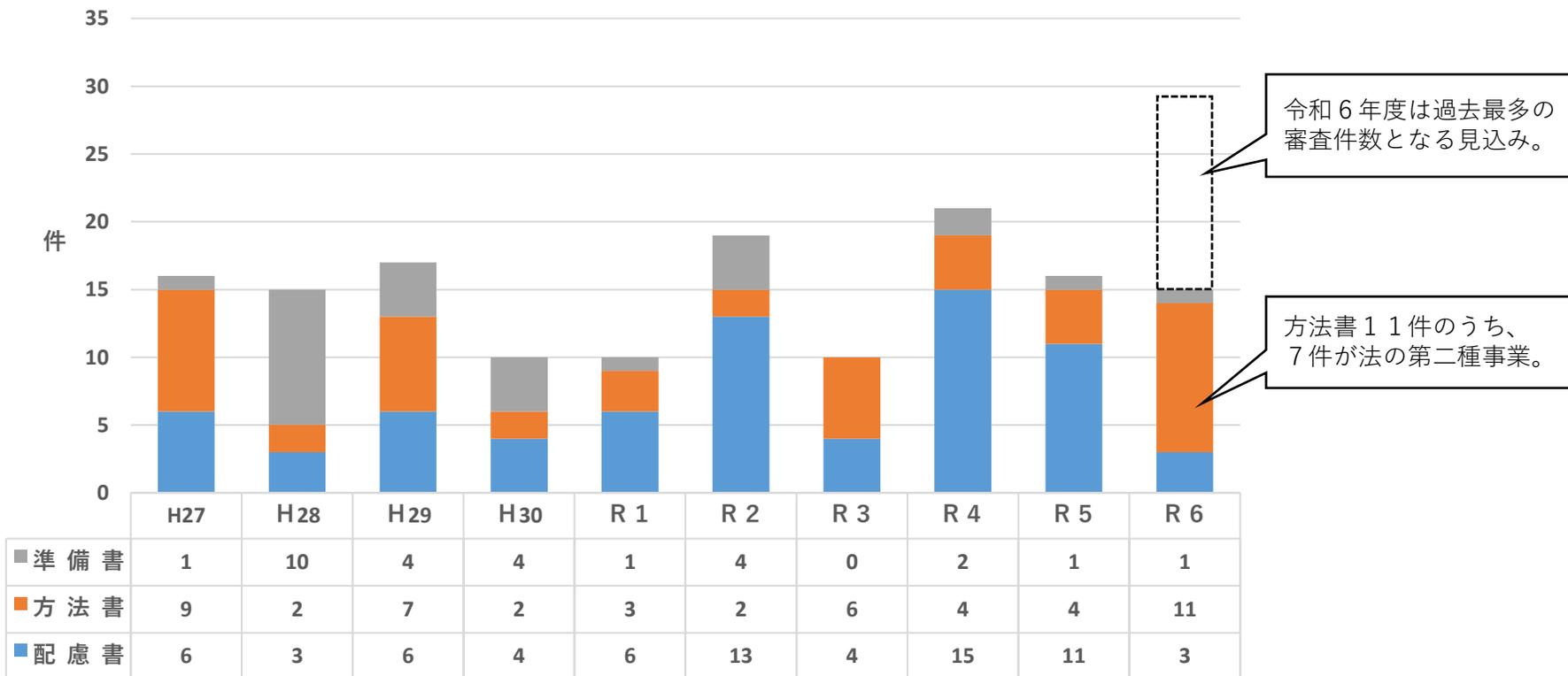


図 年度別の審査件数

※ 件数は知事意見の提出日を基にカウント。  
 ※ 令和6年度の数字は令和6年10月25日時点のもの。

## 3. 道内での手続き件数③

- 82件の風力発電所の内訳は下図のとおり。
- 令和6年度において、法の第二種事業にあたる規模（37,500kW以上50,000kW未満）の風力発電所が急増。

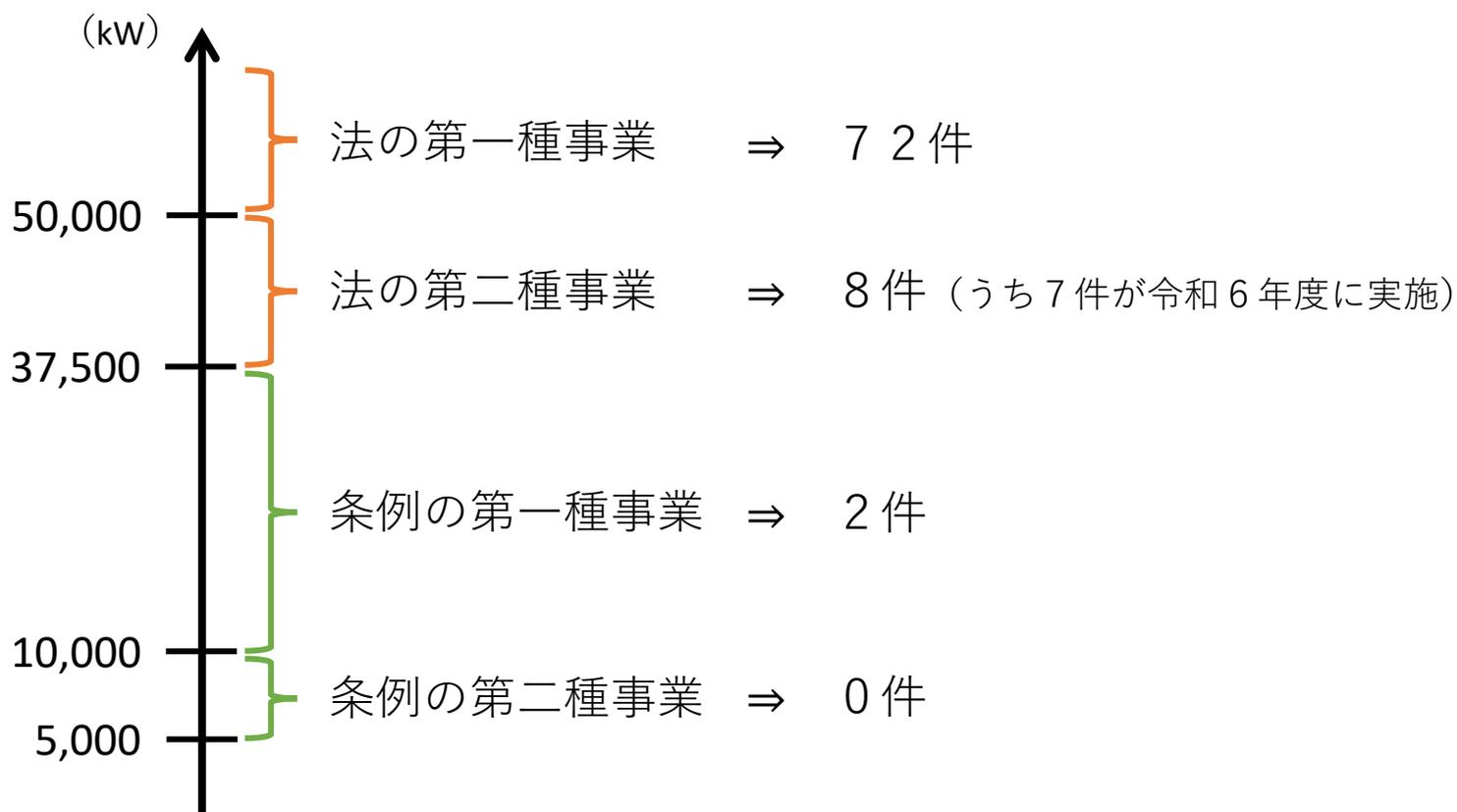


図 直近10年間における風力発電所の審査件数（知事意見発出済のもの）

## 4. 道内での課題①

### <近年の道内でのアセス事業の傾向>

- 件数が増加。（ほとんどが風力発電事業）
- 事業区域の重複や隣接が生じている。
- これまで再エネ導入がなかった地域や内陸部で新たな事業が計画。
- 法の第二種事業規模の案件が増えており、方法書から開始。
- 地域住民等から反対の意見書などが提出される案件がある。



### <道内での課題>

- (1) 事業の集中による累積的影響等
- (2) 自然環境や景観への影響
- (3) 地域との軋轢
- (4) 準備書段階からの設置位置の大幅な変更
- (5) 調査・予測・評価手法の具体化
- (6) 事後調査の精度と運用へのフィードバック

## 4. 道内での課題②

## (1) 事業の集中による累積的影響等

- 事業適地の減少により、事業区域が隣接していたり、重複している案件が増えている。
- いかに他社より早くアセス手続きを始めるかという状況もある。
- 鳥類などへの累積的影響について、道アセス審議会から懸念の声が出ているが、他事業者の図書が公開されておらず評価が難しいことも。
- 広大な事業実施想定区域を設定したが、配慮書の中で地域特性の把握や正確な情報の記載が出来ていない案件がある。

## (2) 自然環境や景観への影響

- これまで再エネ導入がなかった地域や内陸部に新たな事業が計画。
- 尾根沿いに計画することなどから、地元市町村が地域のシンボルとしている景観への影響が懸念される案件もある。
- 保安林や植生自然度が高い区域に計画する事案が増えており、地域の希少な動植物に影響が出るおそれがある計画も散見。

## 4. 道内での課題③

## (3) 地域との軋轢

- 新たな地域への事業計画が増えている中、地域との相互理解の促進が課題。
- 地域にとって重要な自然環境（希少な動植物、湿地など）や生活環境、景観に対する影響が懸念されることなどから、地域住民や関係団体等から事業の中止を求める要望書が事業者や知事あてに提出されることが増えている。
- アセス図書審査中に森林法違反（行政指導）となった案件もあり、そうした案件では、地元自治体からの意見も厳しい内容となっている。

## (4) 準備書段階からの設置位置の大幅な変更

- 準備書から評価書の段階で大きく位置が変更されている事案がある。
- 準備書段階の位置で様々な項目について審議したことの意味合いが薄れる。
- 今後、このような位置変更について、地元住民や関係団体から理解が得られず、問題になることが懸念される。

## 4. 道内での課題④

### (5) 調査・予測・評価手法の具体化

- 方法書段階で風車位置に加え、動植物調査における踏査ルートや調査地点も示されず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価が可能であるかの判断が困難な案件が散見。
- バードストライクや希少な動物の生息環境に与える影響等について、科学的根拠に基づいた予測及び評価が不十分な案件がある。
- 調査・予測・評価手法や調査に掛ける努力量などが事業者によりバラバラであり、適切な評価が行われていないと有識者から指摘を受ける事業がある。

### (6) 事後調査の精度と運用へのフィードバック

- バードストライクの調査については、持ち去り・見落としの問題があり、調査精度（調査頻度・調査範囲）の確保が課題。
- 調査結果（バードストライクの発生頻度など）による事象の重大性等の対応基準が無く、稼働停止等の運用へのフィードバックが困難。
- 情報収集体制の構築と情報の活用を進めるべき。（データベース等による事業者間も含めた情報共有）

# 北海道における環境影響評価の現状と課題

## 5. 直近の道の取組(事業者向けのチェックリストの公表)

- 再エネと地域との共生が重要と考えており、9月に**事業者向けのチェックリスト**を公表し、事業の初期段階から必要な検討を行うよう促している。
- 道内で事業を進めるに当たっては、必要な情報の開示や十分な説明会の開催など、今まで以上に丁寧な対応が必要な状況。

### 道内で大規模発電事業を検討している皆様へ

2050年のゼロカーボン北海道の実現に向けては、本道の再生可能エネルギーのポテンシャルを活かしていくことが重要です。一方、本道は豊かな自然環境を有し、道民のいのちや暮らしを支える基盤となっており、再エネ発電設備の導入に当たっては、自然環境及び道民の生活環境の保全に最大限配慮することが必要です。

大規模発電事業を道内で検討するにあたり、これまでの**北海道環境影響評価審査会での審議等を踏まえ、事前に検討いただきたい事項や事業計画等に反映いただきたい事項**をお示していますので、事業者の皆様においては、検討段階から下記をご参照のうえ、環境アセスメントを実施いただけますようご理解・ご協力をお願いいたします。

#### 1 理解促進

- (1) 関係自治体に対し、事業計画や考えられる環境影響、今後の課題等について、立地検討段階から積極的な情報提供や丁寧な説明を行ってください。
- (2) 事業計画について周知や説明をすべき地域住民や関係機関等の範囲並びに地域における懸念事項や特殊性等について、関係自治体に助言や情報提供を求めてください。
- (3) 適切な範囲の地域住民や関係機関等に対し、立地検討段階から事業の概要や環境配慮の取組等を含めた事業計画について丁寧に説明してください。
- (4) 関係自治体の関連条例やゾーニング計画等を踏まえ、事業計画を検討してください。
- (5) 森林法などの関係法令等について必要な手続きを確認し、適切に事業を進めてください。

#### 2 事業実施区域

- (1) バードストライクやバットストライク、希少な動物の生息環境の変化などの影響について科学的根拠に基づいた予測及び評価を実施し、区域設定や設備配置等の検討に反映してください。
- (2) 自然度の高い植生の区域、生物多様性保全上重要な湿地といった重要な自然環境のまとまりの場など、環境に配慮すべき区域を避けてください。
- (3) 地域において特に重要と認識されている動植物種などの地域特性を把握したうえで、それらへの影響を回避又は低減してください。
- (4) 重要野鳥生息地(IBA)といった国際的な基準のほか、自然公園や保護林などを定める法令や制度等の趣旨を理解し、事業実施区域を検討してください。
- (5) 配慮書段階で広大な区域を事業実施想定区域として設定する場合でも、環境に配慮すべき区域などの地域特性を把握し、正確な情報をアセス図書に記載したうえで、影響の回避・低減の余地などについての具体的な説明を行ってください。

#### 3 調査方法

- (1) 土地改変や樹木伐採の可能性のある区域を網羅し、改変による影響を十分な精度で予測及び評価が可能となるよう踏査ルートを設定してください。
- (2) 専門家等へのヒアリングは、対象分野毎に複数人を選定し、かつ地域に精通した人物を含めて行ってください。
- (3) 希少な動物の行動範囲や生息状況等に関して、詳細な調査を行ってください。
- (4) 計画中的のものも含む周辺の発電事業に係る情報を収集した上で、専門家等から助言を得ながら、動物や景観などへの累積的影響について、適切に調査、予測及び評価を実施してください。

#### 4 景観等

- (1) 景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場については、関係自治体、関係機関、地域住民等へヒアリングの上、選定してください。
- (2) 自然景観保護地区などの景観資源との区域の重複を事前に確認するとともに、自然環境の観点のみならず、史跡や文化財など歴史的・文化的な観点からも区域設定等を検討してください。
- (3) 主要な眺望点については、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所も含めて選定してください。
- (4) 地域住民や観光客などの個人や関係団体に対してフォトモニタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避又は十分に低減されているか客観的に評価してください。

#### 5 生活環境

- (1) 住宅や学校・保育所・病院・診療所等に騒音、風車の影、反射光等による影響が生じるおそれがある場合は、住宅等からの離隔をとるなどしてください。
- (2) 飲用などの水利用状況や水資源保全地域との重複の有無を確認し、その水質や水資源の保全に影響を及ぼすと考えられる区域を除外してください。

#### 6 その他

- (1) 前段階のアセス図書に対する知事意見や経済産業省意見・助告に対して適切に対応してください。
- (2) ネイチャーポジティブ(自然再興)の考えを含め、事業計画を検討してください。

※本書では、環境アセスメント制度の対象となる大規模発電事業に関し、取り組んでいただきたい事項を示していますが、小規模の発電事業であっても、関係法令や国のガイドライン等を遵守してください。

北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課 環境影響審査係  
TEL 011-204-5981  
HP <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.html>

